

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令の一部改正

一 登録住宅性能評価機関、登録講習機関、登録住宅型式性能認定等機関及び登録試験機関の登録の有効期間を五年とすること。
(第一条関係)

二 登録外国住宅型式認定等機関等の負担とする当該登録外国住宅型式認定等機関等の事務所における検査に要する費用を職員二人が当該事務所の所在地に出張をするのに要する旅費とすること。
(第一条関係)

第二 住宅金融公庫法施行令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正

住宅金融公庫法施行令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令について所要の規定の整備を行うこと。

(第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、平成十八年三月一日から施行すること。

(附則関係)